

# 青森県報

第五百八十八号

令和五年  
三月二十日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 公衆浴場入浴料金の価格の一部改正……………(保健衛生課) ……一
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師に診察を行わせることができる精神科病院の認定……………(障害福祉課) ……一
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定……………( 同 ) ……一
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の七第二項後段に規定する措置を採ることができる応急入院指定病院の指定……………( 同 ) ……二
- 道路の区域の変更……………(道 路 課) ……二
- 道路の供用の開始……………( 同 ) ……二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三
- 出先機関
- 青森県営農高等学校の短期研修……………(営農中学校) ……三
- 教育委員会
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(学校施設課) ……四
- 公営企業
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院局) ……五
- 正 誤
- 令和四年四月一日号外第四十一号監査委員中……………(監査委員) ……六
- 事務局 ……六

## 告 示

### 青森県告示第七十九号

平成九年七月十一日青森県告示第四百九十六号(公衆浴場入浴料金の価格)の一部を次のように改正し、令和五年四月十日から施行する。

令和五年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一中「四百五十円」を「四百八十円」に改め、二中「百五十円」を「百七十円」に改め、三中「六十円」を「八十円」に改める。

### 青森県告示第八十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十一条第四項及び第三十三条第四項の規定により、特定医師に診察を行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

令和五年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定期限
津軽保健生活協同組合藤代健生病院	弘前市大字藤代二丁目二二の	令和五・四・一	令和八・三・三

### 青森県告示第八十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十三条の七第一項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

令和五年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	指 定 期 限
青森県立つくしが丘病院	青森市大字三内字沢部三五三の九二	令和五・四・一	令和八・三・三一
医療法人芙蓉会芙蓉会病院	青森市大字雲谷字山吹九三の一	〃	〃
医療法人清照会湊病院	八戸市大字新井田字松山下野場七の一五	〃	〃

青森県告示第百八十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条の七第二項後段に規定する措置を採ることができるとの措置を採ることにより、次のとおり指定した。

令和五年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	指 定 期 限
津軽保健生活協同組合藤代健生病院	一 弘前市大字藤代二丁目二二の	令和五・四・一	令和八・三・三一

青森県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年四月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路の種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
					前	後			
		県道	碓ヶ関大鰐停車場線	南津軽郡大鰐町大字早瀬野字坂本一〇五の四から南津軽郡大鰐町大字早瀬野字坂本九〇の一まで	六・四六メートルから九・六六メートルまで	八・二三メートルから一六・〇九メートルまで	二四〇・〇〇メートル	二四〇・〇〇メートル	

路課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年四月十九日まで青森県県土整備部道

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道碓ヶ関大鰐停車場線	南津軽郡大鰐町大字早瀬野字坂本一〇五の四から南津軽郡大鰐町大字早瀬野字坂本九〇の一まで	令和五・三・二〇

青森県告示第百八十五号  
 昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行戸山支店	青森市蜜沢三丁目	を
株式会社みちのく銀行新城支店	青森市大字石江	を
株式会社みちのく銀行戸山団地支店	青森市蜜沢三丁目	に、
株式会社みちのく銀行石江新城支店	青森市大字石江	に、
株式会社みちのく銀行問屋町支店	青森市第二問屋町三丁目	を
株式会社みちのく銀行第二問屋町支店	青森市第二問屋町三丁目	に、
株式会社みちのく銀行亀甲町支店	弘前市大字宮川三丁目	を
株式会社みちのく銀行弘前公園前支店	弘前市大字宮川三丁目	に、

**出 先 機 関**

青森県営農大学校告示第一号

青森県営農大学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

株式会社みちのく銀行根城支店	八戸市売市三丁目	を
株式会社みちのく銀行根城支店 白山台出張所	八戸市売市三丁目	を
株式会社みちのく銀行売市支店	八戸市売市三丁目	に、
株式会社みちのく銀行売市支店 白山台出張所	八戸市売市三丁目	に、
株式会社みちのく銀行五所川原支店	五所川原市字本町	を
株式会社みちのく銀行五所川原中央支店	五所川原市字本町	に、
株式会社みちのく銀行三沢支店	三沢市中央町三丁目	を
株式会社みちのく銀行三沢中央支店	三沢市中央町三丁目	に、
株式会社みちのく銀行鱒ヶ沢支店	西津軽郡鱒ヶ沢町大字七ツ石町	を
株式会社みちのく銀行鱒ヶ沢東支店	西津軽郡鱒ヶ沢町大字七ツ石町	に改める。

令和五年三月二十日

青森県営農大学校長 長 内 明 人

一 研修の種類、期間、受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
農業安全研修(一般農業者コース)	令和五年七月二十四日から同月二十八日まで	各九人	一般の農業者及び農業関係者	大型特殊自動車運転免許又はけん引免許を有する者(研修費用は自費)
農業安全研修(新規就農者コース)	令和五年九月四日から同月八日まで	各九人	新規就農者(就業から概ね五年以内)及び社会人の就農希望者(受講後、2年以内に就農を予定)	大型特殊自動車運転免許を有する者(研修費用は自費)
農業安全研修(新規就農者コース)	令和五年九月二十五日から同月二十九日まで	各九人	新規就農者(就業から概ね五年以内)及び社会人の就農希望者(受講後、2年以内に就農を予定)	大型特殊自動車運転免許を有する者(研修費用は自費)
農業機械整備備研修	令和五年十一月一日から同月十七日まで	二十人	農業者及び農業関係者	トラクタ等の修理整備及び

特別研修	市町村長又は農業関係団体等の長と協議の上、その都度実施する。	若干名	市町村長又は農業関係団体等の長と協議の上、その都度決定する。
------	--------------------------------	-----	--------------------------------

2 あおもり農力向上シャトル研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
リカレントコース	令和五年五月から令和六年二月まで	概ね五人	新たに農家等で研修を行う就農希望者、研修終了後、本県での独立・自営就農又は農業法人等への雇用就業が確実に見込まれる者であり、かつ就農予定期間の年齢が五十歳未満の者	研修品目は、原則として野菜(施設・露地)とする。
概ね十五人			既に農家等で研修中の就農希望者、就農後概ね五年以内の新規就農者、農業者及び雇用就農者	

二 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

1 農業安全研修

一般の農業者及び農業関係者は、研修に使用する燃料等の実費相当額 三千円  
新規就農者及び社会人の就農希望者は、受講料を免除

2 あおもり農力向上シャトル研修

テキスト代、免許・資格取得等に係る経費

**教育委員会**

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年三月二十日

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿

- 一 特定役務の名称及び数量  
青森県立学校学習用ICT端末用クラウドセキュリティライセンス 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県教育庁学校施設課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和五年二月十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社ビジネスサービス  
青森市新町二丁目六の二九
- 六 契約金額  
二百四十五万八千七百七十五円  
(本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和五年三月一日から令和六年九月三十日までである。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、一か月相当分である。)
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号該当
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年三月二十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 特定役務の名称及び数量  
医用画像管理システム保守業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県病院局運営部情報管理課  
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和五年二月二十二日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
レジットメディカル株式会社  
青森市虹ヶ丘一丁目五の六
- 六 契約金額  
二億三百一十一万五千九百九十九円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

正 誤

令和四・四・一 号外第四二号	発行年月日 番号
青森県監 査委員告 示	区 分
第三号	番 号
七	ペ ー ジ
上	段
十六	行
青森県個人保護条例	誤
青森県個人情報保護条例	正

監査委員事務局

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一  
番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円